### 参考資料1













### 平成30年北海道胆振東部地震ペット救護対策協議会の設置

北海道獣医師会、日本愛玩動物協会、札幌市などと連携

(事務局:北海道獣医師会)【9/11~】

~ 被災動物の健康管理、一時保護、義援金募集、

支援物資の受付など



9月9日 避難所訪問



支援物資の補充と聴き取り



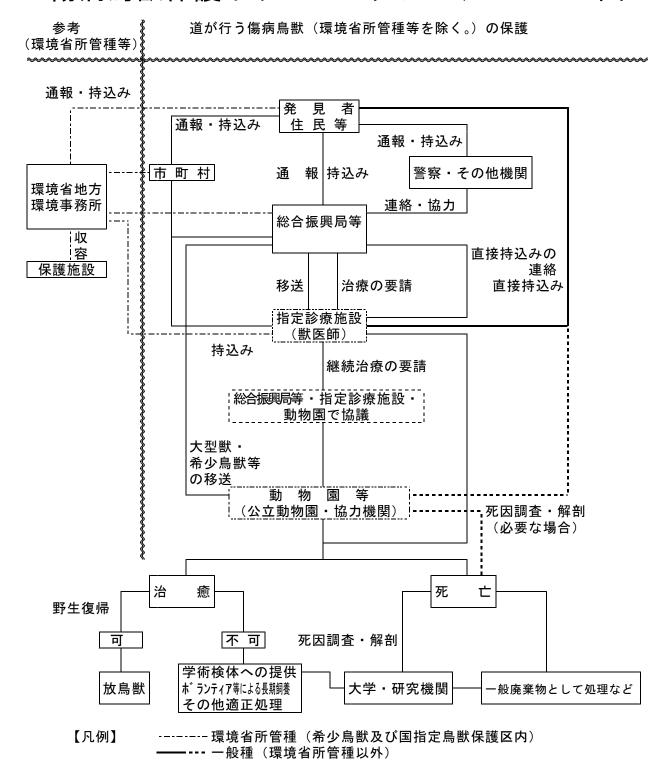
避難所にメッセージボード設置



厚真町ペット無料相談のお知らせ



### 傷病鳥獣保護ネットワークシステムフロー図



## 現在飼育率、平均飼育頭数、飼育頭数(拡大推計) 主要指標 時系列サマリー 類 火

集計ベース: 現在犬または猫飼育者

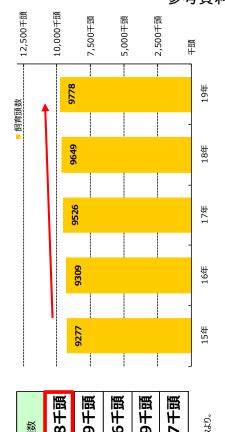
03,04

調査①

される。 犬の飼育頭数の減少が続く一方、 猫には緩やかに増加傾向がみられる。 前年に続き、 2019年 778千頭と推計 ・2019年10月現在、全国の犬の飼育頭数は約8,797千頭、猫の飼育頭数は約9, も猫の飼育数が犬の飼育数を上回った。

8,797千頭 9,438千頭 8,903千頭 8,920千頭 9,356千頭 飼育頭数 II 1.23 1.24 1.24 1.24 1.23 飼育頭数 平均 7,673千世帯 × 7,569千世帯 7,152千世帯 7,154千世帯 7,217千世帯 飼育世帯 II 13.86% 12.55% 12.64% 12.84% 13.56% 飼育率 56,996,515 × 56,221,568 × 55,364,197 × 56,613,999 × 55,811,969 × 世帯数 19年 18年 17年 15年 16年

12,500千頭	10,000千頭	7,500千頭	5,000千頭	2,500千頭	間十
		7			
頭数	<b>↑</b>	8797			19年
飼育頭数					-
•		8903			18年
					-
		8920			17年
					-
		9356			16年
					-
		9438			15年
			İ	İ	



+177

	•								
9,277	Ш	1.74 =	×	5,332千世帶 ×	II	9.63%	×	55,364,197 ×	15年
602'6	Ш	1.75 =	×	5,335千世帯	II	9.56%	×	55,811,969 ×	16年
9,526	П	1.75 =	×	5,459千世帯	II	9.71% =	×	56,221,568 ×	17年
9,649	II	1.74 =	×	2,539千世帯	II	= %82.6	×	56,613,999 ×	18年
9,778	Ш	1.77	×	5,524千世帯	Ш	= %69.6	×	56,996,515 ×	19年
飼育頭		平均 飼育頭数		飼育世帯		飼育率		世帯数 (※1)	

※1・・・・世帯数は、総務省発表「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数より。施設など一般世帯以外も含む。

Copyright© INTAGE Inc. All Rights Reserved.

統計、調査データから算出

表8-2 犬の狂犬病予防対策の状況(保健所・市町村別)

/D //争而	・支所名	市町村名	登録頭数	注射済票
休性別	・又が石	 	(H31年3月末現在)	交付頭数
		七 飯 町	1,850	1,101
		北斗市	2,653	1,628
	木	森町	988	618
海白	森	鹿 部 町	284	172
渡島		木古内町	185	97
	<del>+</del> -+	知 内 町	199	104
	木古内	福島町	254	112
		松 前 町	259	167
<u>'</u>		江 差 町	314	244
		上ノ国町	278	134
江差		厚 沢 部 町	208	133
		乙 部 町	164	108
		奥 尻 町	78	63
		八 雲 町	999	500
n ==		長 万 部 町	260	191
八雲	^^	今 金 町	318	203
	今金	せたな町	477	339
<b> </b>		江別市	6,099	4,487
) 江別 「		当別町	926	611
		新篠津村	226	151
	石狩	石狩市	3,926	2,360
ı	П,,	千 歳 市	4,939	2,997
千歳		恵庭市	3,633	2,428
		北広島市	3,655	2,376
		島牧村	74	59
		寿都町	94	84
		黒松内町	110	98
		蘭 越 町	273	199
			342	203
			110	93
		留寿都村	130	105
倶知安		喜茂別町	120	120
7042		京極町	139	90
		<u></u>	564	378
		積丹町	66	41
		古平町	101	87
	余市		192	134
	23 4 . 12	余市町	847	565
		赤井川村	72	53
	<u> </u>	共 和 町	270	218
岩内		岩内町	505	300
		泊村	49	37
		神恵内村	22	23
		岩見沢市	3,874	3,402
		美唄市	993	905
		三笠市	387	258
		月形町	163	132
岩見沢		南幌町	594	380
		由仁町	309	225
	由仁	長沼町	668	471
	ш.	栗山町	570	439
		夕張市	348	114
		רוי אני כ	JTU	117

表8-2 犬の狂犬病予防対策の状況(保健所・市町村別)

	17的对束の状况(保蚀 1	登録頭数	注射済票
保健所・支所名	市町村名		
		(H31年3月末現在)	交付頭数
	芦  別  市	604	468
	赤平市	393	336
	滝川市	1,809	1,080
	砂川市	746	459
滝川	歌志内市	144	118
	奈井江町	246	177
	上砂川町	113 86	72 67
	新十津川町	284	200
		107	92
	雨 竜 町     深 川 市	916	733
	妹背牛町	113	84
深川	秋 月 十 <u>町</u> 秩 父 別 町	134	100
/木川	北電町	74	68
	沼田町	115	97
		3,596	2,546
	登別市	1,693	1,346
	伊達市	2,332	1,707
室蘭	豊浦町	2,332	182
		398	277
		104	91
	注	8,356	5,794
	白老町	1,013	726
苫小牧	厚真町	323	301
	安平町	538	330
	むかわ町	517	404
	浦河町	705	326
浦河	様似町	225	166
, c. 1	えりも町	228	141
	日高町	781	477
	平取町	380	236
静内	新冠町	313	313
	新ひだか町	1,133	634
	万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万	452	288
	東神楽町	728	460
	当 麻 町	280	246
	比 布 町	194	150
上川	愛 別 町	120	84
	上川町	162	124
	東川町	409	308
	美 瑛 町	647	439
	幌加内町	103	75
	士 別 市	907	699
	名 寄 市	1,201	682
	和寒町	137	105
名寄	剣 淵 町	173	126
11 11	下 川 町	162	133
	美 深 町	154	135
	音威子府村	23	17
	中 川 町	56	52
	富良野市	915	723
	上富良野町	478	381
富良野	中富良野町	330	207
	南富良野町	138	120
	占 冠 村	81	67

表8-2 犬の狂犬病予防対策の状況(保健所・市町村別)

1未1年171	ᆂᇎᄼ	士町++力		登録頭数	注射済票
VISIA-1/1	・支所名	市町村名		(H31年3月末現在)	交付頭数
		留萌	市	971	664
		増毛	町	207	184
		小 平	町	134	102
CD++		苦前	町	145	92
留萌		羽幌	町	221	179
		初山別	村	46	45
I		遠別	町	128	85
	天塩	天 塩	<u>.</u> 」	212	147
		稚内	市	1,448	994
		猿 払	村	170	148
		豊富	<u>町</u>	195	171
		幌 延	町	139	99
l -		浜 頓 別	町	214	176
稚内	浜頓別	中頓別	Ш	83	
	兴明加		-		63
		枝幸	町	400	393
	イリロ	礼文	町	56	50
	利尻	利	町	50	47
		利尻富士	町	101	83
		北見	市	5,154	3,523
		美幌	町	895	667
北見		津別	町	265	196
		訓子府	町	252	215
		置戸	町	153	132
		網走	市	1,629	1,140
		斜 里	町	632	456
網走		大 空	町	400	357
		小清	水	308	224
		清里	町	207	163
		紋別	市	1,029	622
		滝上	· 町	116	90
		興部	町	239	195
		西興部	村	58	50
紋別 「		雄武	町	226	144
		遠軽	<u>-</u> 」	1,094	732
	遠軽	<u></u>	町	484	373
	<del>人工工工</del>	佐呂間	町	325	283
		帯広	市	7,230	4,721
		音更	נוו		
		<u>日                                   </u>	Ш	2,799 420	1,392 373
			<u>町</u>	420	
			_		320 505
		芽室	町	1,057	595
		中札内	村	279	223
		更別	村	256	201
		幕別	町	1,701	1,010
帯広		池田	町	406	349
		豊頃	町	213	175
		浦幌	町	281	245
	4	新得	町	376	258
	新得	鹿追	町	506	303
		清水	町	654	326
	広尾	広 尾	町	367	280
	ILITE	大 樹	町	394	344
		本 別	町	462	328
<b> </b>		, T. 123			
	本別	足寄	町	503	432

表8-2 犬の狂犬病予防対策の状況(保健所・市町村別)

保健所・支所名		市町村名	<u>.</u>	登録頭数	注射済票
				(H31年3月末現在)	交付頭数
		釧路	市	5,591	4,002
		釧 路	町	1,095	767
		厚岸	町	447	356
釧路		浜 中	町	427	359
		鶴居	村	243	203
		白 糠	町	529	318
	標茶	標 茶	町	635	506
	MOIN	弟 子 屈	町	487	311
根室		根室	市	1,016	803
		別海	町	1,130	829
中標津		中標津	町	1,438	988
, 1,5 ,		標準	町	390	246
羅臼町				375	294
道立計				132,414	91,593
札幌市				82,984	58,422
小樽市			5,433	3,662	
函館市				14,586	7,315
旭川市				15,156	11,334
政令市計			118,159	80,733	
全道計				250,573	172,326

## 愛玩動物看護師法の概要

) 端帽 本法成立の

- 多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待 医療の内容の高度化、 製
- 15歳未満人口を上回る約1900万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性 大・猫の飼養頭数は、
- 教育等の諸活動への期待 動物を介在した福祉、

動物に関す 逐光調

- 恒 獣医療の普及・
- 適正な飼養



: 約2万5千人 (民間の統一資格) 認定動物看護師

(2020年8月1日現在)

主な内容

愛玩動物看護師の資格を定 猫その他政令で定める動物 愛玩動物\*の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、 ĸ \*愛玩動物:獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、 88

## 愛玩動物看護師の業務

- 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助 、獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能)
  - 愛玩動物の世話その他の看護
- 愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

# 愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい<u>名称の使用制限</u>

## 愛玩動物看護師の免許

- <u>愛玩動物看護師国家試験</u>に合格 主務大臣の<u>免許</u>
- 登録機関及び試験機関 主務大臣は、 を指定できる
  - 知識の修得等の<u>受験資格</u>を規定

農林水産大臣及び環境大臣 主務大臣:

### 愛玩動物看護師の業務範囲の考え方(イメージ)

### 獣医療

### 診療

● 手術、X線検査、診察等に基づく診断など

獣医師のみ 実施可能

### 診療の補助

● <u>獣医師の指示の下に行う</u>採血、投薬(経口など)、 マイクロチップ挿入、カテーテルによる採尿など

愛玩動物看護師のみ 実施可能 (獣医師も引き続き実施可能)

愛玩動物看護師以外も

実施可能

### その他の看護

入院動物の世話、診断を伴わない検査など

### 動物の愛護及び適正な飼養に関する業務

- 動物の日常の手入れに関する指導・助言 (グルーミング、爪切り、歯磨き等)
- 人と動物の共生に必要な基本的なしつけ (適切な社会化を促す為の教室の開催)
- 動物介在教育(AAE)への支援 (小学校等を訪問し学習活動をサポート)
- 動物介在活動(AAA)への支援 (高齢者施設等でのセラピー活動)
- 動物飼養困難者(高齢者等)への飼育支援 (家庭訪問、電話等で飼育に関する助言)
- 災害発生時の被災動物適正飼養の為の支援 (地方自治体との連携協力)
- 動物のライフステージに合わせた栄養管理 (ペットショップ等での食事相談)

など

### その他一般業務

診察受付・院内の衛生管理・備品の在庫管理など

## 愛玩動物看護師の受験資格について

### (斡錄) 師資格 愛玩動物看護|



## 愛玩動物看護師試験

省令で定める基準に適合する 養成所(※2)で、3年以上愛玩動 物看護師として必要な知識・ 技能を修得した者(31条2号) | 大学で主務大臣<sub>(※1)</sub>が | 指定する科目を修めて 卒業 (31条1号) 【通常ルート】

外国の関連学校等の卒業者又は外国で愛玩動物看護師免許に相当する免許取得者で、主務大臣が31条1号又は2号の者と同等以上と認めた者(31条3号)

(附則2条2号) 0格 修了(※3)

### (附則2条1号) が指定する講習会 主務大臣(※1)

(在学者)

特例措置

大学で主務大臣(※1) が指定する科目を 修めて、施行日前 に卒業した者 (既卒者)

施行日前に入学し た大学で主務大臣 <sup>(※1)</sup>が指定する科目 を修めて、施行後 (附則2条1号口) こ卒業した者 養成所(※2)で愛玩動物看護師として必要な知識・技能(診療の補助を除く)の修得を、施行日前に終えた者 則2条1号ハ)

逶

(附則2条1号イ)

養成所(※2)で愛玩動物 看護師として必要な知 識・技能(診療の補助 を除く)の修得を、施 行後に終えた者 (附則2条1号二)

主務大臣(※1) が指定する 講習会 (附則3条2項) 稬

予備試験(※4) (附則3条1項)

> (未就学者) 【特例措置

愛玩動物看護師の業務(診療の補助を除く)に係る実務経験5年以上を有する者 又は主務大臣 $^{(lpha 1)}$ がこれと同等以上の経験を有すると認めた者(附則3条2項)

- 農林水産大臣及び環境大臣
- 都道府県知事が指定
- \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*
- 施行日から5年を経過する日までに修了 施行日から5年を経過する日まで、毎年1回以上実施

【特例措置